

大阪市告示第1584号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道を歩行者専用道路として指定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月19日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	指 定 の 期 日
中之島線	北区中之島5丁目38番地から 同区同 58番の4地先まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）